

県営水道出先組織再編計画

令和7年2月
神奈川県企業庁

第1章 概要	1
1. 背景	
2. 目的	
3. 対象	
第2章 現在の組織体制	2
1. 水道部組織の体制	
2. 主な業務	
3. 職員数	
第3章 組織再編の背景	3
1. 課題	
（1）老朽化水道管の大量更新・耐震化の推進	
（2）災害・事故発生時の対応力強化	
（3）大規模施設のリニューアル	
（4）ベテラン技術職員の一齐退職	
第4章 再編に向けた視点	5
1. 視点	
（1）営業所の統合による組織力の強化（視点①）	
（2）現場対応力の確保（視点②）	
（3）専門センターの設置による業務の効率化（視点③）	
（4）円滑な技術継承と人材の育成（視点④）	
第5章 具体的な見直し	6
1. 営業所の統合（職員・業務の集約）	
2. 専門センターの設置	
3. 再編後の業務	
第6章 再編後の体制（案）とスケジュール	9
1. 再編後の体制（案）	
2. 再編のスケジュール	
第7章 再編に必要な施設整備等	10
1. 大和水道営業所の建替	
2. 「（仮称）給水装置工事審査センター」の設置	
3. 「（仮称）水道施設整備センター」の設置	

第 1 章 概要

1. 背景

神奈川県営水道（以下、「県営水道」という。）は、昭和 8 年に湘南地区の 1 市 9 町を給水区域として創設されて以来、効果的・効率的に業務を推進できるよう、時代の変化とともに組織体制を見直し、県民生活を支えてきました。

県営水道の特徴として、各地域の簡易水道等を編入することにより給水区域を拡張してきた過去の経緯から、多くの施設を保有していることが挙げられます。

そのような中、老朽化する水道管等の施設の大量更新、耐震化の推進、激甚化・頻発化する自然災害への対応など、多くの喫緊の課題に直面しています。

また、人口減少社会の到来による水需要の減少を背景に、水道料金収入の減収が見込まれることや、職員のなり手不足により、限られた人材を有効に活用するための業務の効率化、及び技術継承・人材の育成に対応すべく、早急な組織の見直しが必要です。そこで、このたび「県営水道出先組織再編計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、具体的な見直しを行います。

なお、県営水道では、極めて厳しい事業環境下にあっても、県営水道の使命として、生活に直結するライフラインである「水」を将来に向けて安定的に供給するため、令和 6 年 3 月に、30 年後の目指す姿を示す「神奈川県営水道長期構想」（以下、「長期構想」という。）と、向こう 5 年間の具体的な事業等を取りまとめた「神奈川県営水道事業経営計画」（以下、「経営計画」という。）を策定しました。本計画は、経営計画の主要事業である「持続可能な組織体制の構築」に関する取組のひとつに位置づくものです。

2. 目的

- 将来における、水道サービスの維持・向上を目指します。
- 戦略的な管路整備や大規模施設の更新等を効果的・効率的に推進するための組織づくりを目指します。
- 激甚化・頻発化する自然災害や漏水事故等に迅速な対応ができる組織づくりを目指します。
- 組織力の強化に向けた人材の育成を念頭に、職員がやりがいを持って働ける職場づくりを目指します。

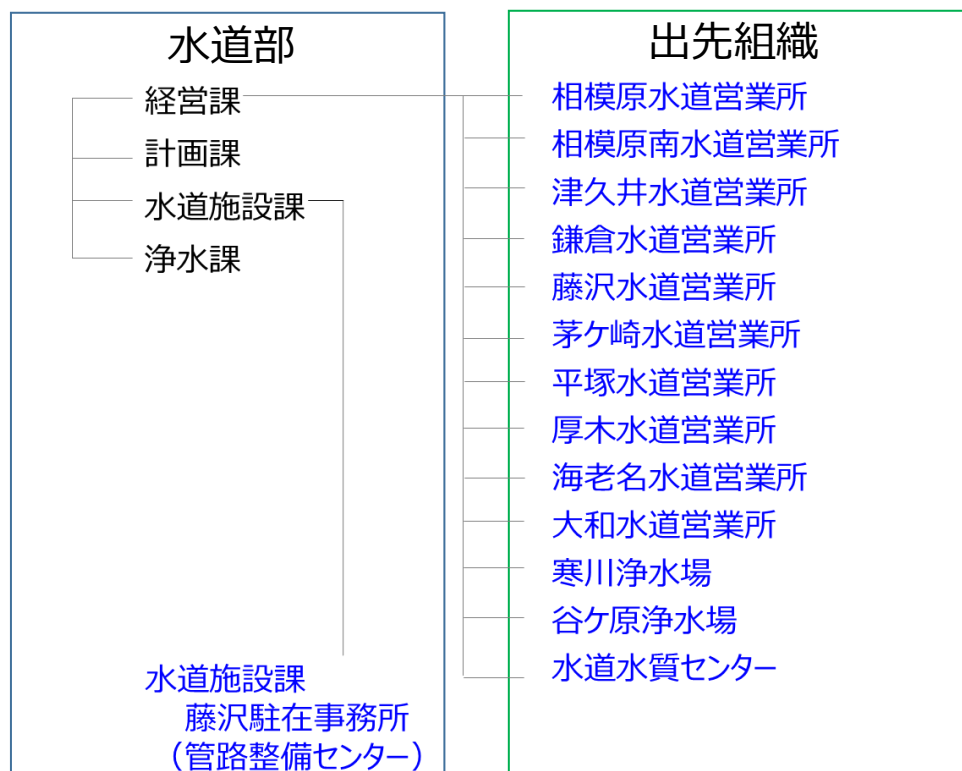
3. 対象

喫緊の課題として挙げた水道管等の施設の大量更新、耐震化の推進や激甚化・頻発化する自然災害への対応など、課題の多くは地域を管轄する水道営業所（以下、「営業所」という。）など、県営水道の出先組織で対処しています。

そこで、本計画では、これらの課題に直面する県営水道の出先組織を主な再編の対象とし、令和 12 年度を再編完了の目標年次とします。

第2章 現在の組織体制

1. 水道部組織の体制



※青字が再編の検討対象

2. 主な業務

(1) 営業所

- ・水道管の維持・更新
- ・水道（給水）工事の受付、審査
- ・水道料金の徴収

(2) 浄水場

- ・水道原水の取水・浄水

(3) 水道水質センター

- ・水道水の水質検査

(4) 水道施設課藤沢駐在事務所（管路整備センター）

- ・水道管（基幹管路）工事の設計・施工

3. 職員数（令和6年4月1日現在）

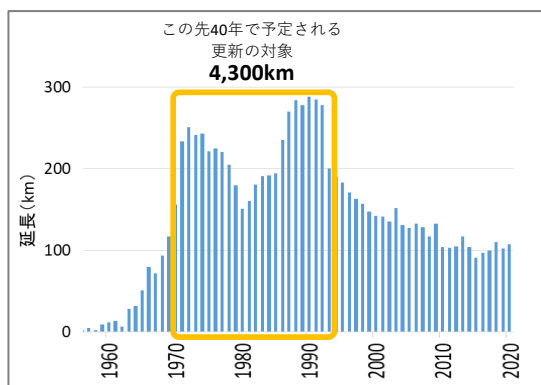
- (1) 本庁 100人（事務職33人、技術職67人）
- (2) 出先組織 515人（事務職116人、技術職399人）

第3章 組織再編の背景

1. 課題

(1) 老朽化水道管の大量更新・耐震化の推進

今後 40 年間で多くの施設が更新時期を迎えることや、被災時の断水被害等を抑えるため、被災した場合に影響の大きい管路を優先的に更新するなど、戦略的に管路更新を進める必要があります。



図—1 水道管の年度別設置状況

		基幹管路 耐震 適合率	発災直 後断水 戸数(戸)	延べ 断水戸 数(戸)	復旧 日数 (日)
30 年後 まで に	現状 ペース	86%	64万	1,103万	30
	耐震化の スピード アップ	100%	11万	112万	18

図—2 戦略的な管路更新の効果

(2) 災害・事故発生時の対応力強化

大規模な災害や漏水事故等の発生直後に、現場調査などへ職員投入を可能とするため、対応力強化を目指した体制を整備する必要があります。



図—3 災害時の現場調査



図—4 漏水事故の発生状況

（３）大規模施設のリニューアル

県内５事業者（神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団）による水道システムの再構築の進展にあわせた浄水場の再整備や、基幹管路の更新にあわせたポンプ所の再構築など大規模施設のリニューアルが迫っています。

大規模施設のリニューアルには、綿密な計画の立案と、設計・施工にあたっての高度な知識・経験が必要となるため、人材育成と共に効果的・効率的に業務を進める体制を早急に整備する必要があります。



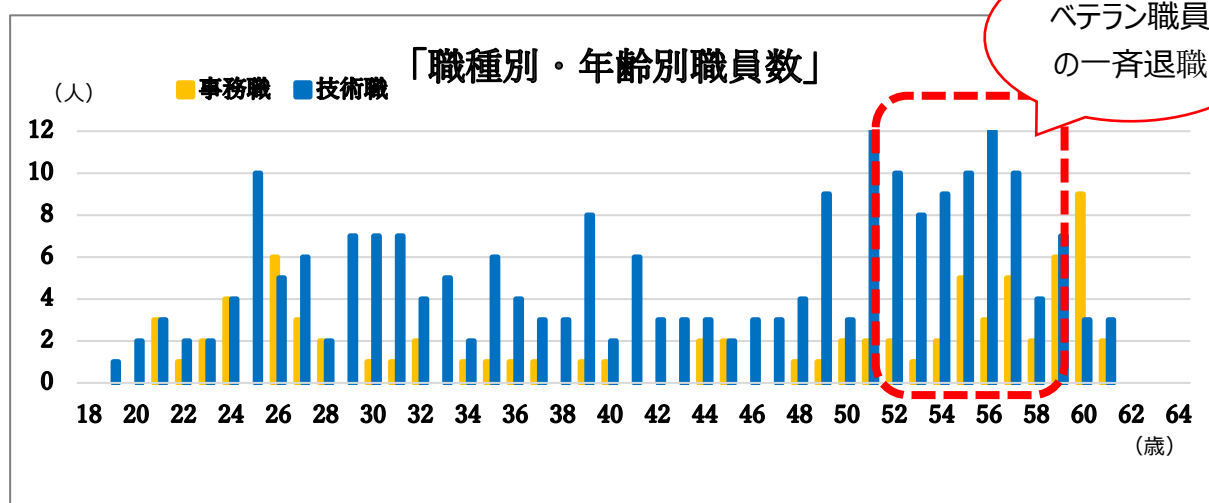
図―５ 浄水場の再整備



図―６ ポンプ所の建設

（４）ベテラン技術職員の一斉退職

生産年齢人口の減少に伴い、技術職員の人材確保が困難な状況が見込まれる中、今後１０～１５年の間に全体職員数の４割近いベテラン技術職員が一斉に退職を迎えることから、職員の知識・経験や技術力を維持・確保するため、円滑な技術継承を図る必要があります。



図―７ 営業所における職員数（令和６年度）

第4章 再編に向けた視点

再編計画は、次の視点に基づき策定します。

1. 視点

（１）営業所の統合による組織力の強化（視点①）

大量の更新工事や水道施設の耐震化を推し進める工事担当職員を増員するため、営業所の統合により業務の効率化や職員の集約を行い、組織力の強化を図ります。

（２）現場対応力の確保（視点②）

災害・事故発生時において、各出先組織が迅速かつ自立的に初動対応（現場確認、情報収集など）が取れるよう、現場対応力の強化を図ります。

（３）専門センターの設置による業務の効率化（視点③）

各営業所に共通する専門業務を切り出して集約するとともに、業務に必要な職種を集中配置することで効率性を高めた専門センターを設置します。

（４）円滑な技術継承と人材の育成（視点④）

円滑な技術継承による職員のスキル向上や、高度な専門技術の習得を可能とする事業環境の整備により、効果的・継続的な人材育成を行います。

第5章 具体的な見直し

1. 営業所の統合（職員・業務の集約）

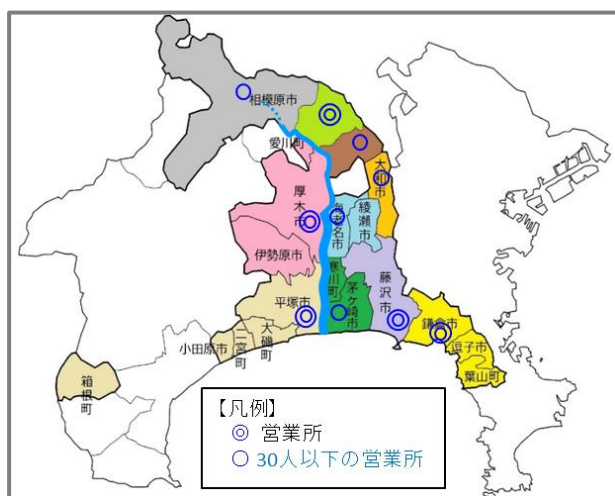
現行の 10 営業所を 6 営業所（相模原、鎌倉、藤沢、平塚、厚木、大和）に統合

【目的】

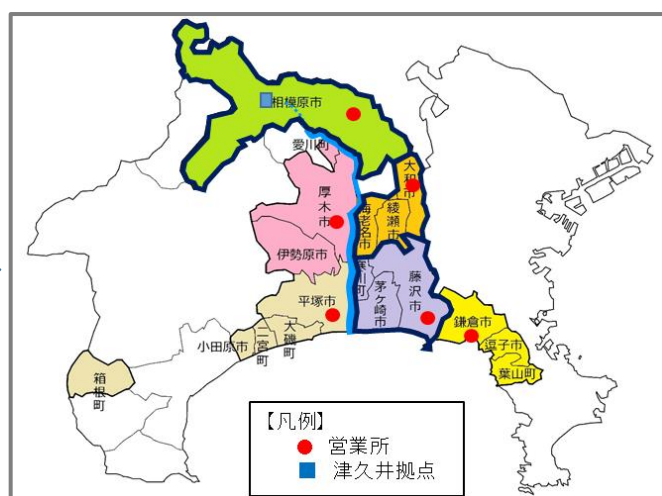
- ・営業所の統合により、廃止営業所の管理業務人員等の削減や、1 営業所の職員増によるスケールメリットを活かし、今後増加する更新需要に対応する職員を創出します。
- ・災害・事故発生時における初動体制（現場確認、情報収集、分析・対策の検討、県民対応など）を強化します。

【見直しの方向性】

- ・規模の大きい営業所と規模の小さい営業所（30 人以下）を統合、または規模の小さい営業所同士を統合することで、1 営業所の職員を増員し 40～60 人規模へ拡大します。
- ・出先組織の役割分担を見直し、より機動的な体制となるよう新たなセクションを設置します。
- ・戦略的な管路整備のペースアップを図るため、営業所と専門センターの役割分担を見直すこととし、現在管路整備センターが行っている基幹管路の更新工事のうち、難易度の高い特殊工事（推進工事やシールド工事等）を除いて、地域の実状に精通している営業所で実施します。
- ・災害時等の移動性を考慮し、相模川を横断しないエリア設定とします。
- ・広いエリアを所管することとなる相模原営業所については、平常時も含めた断水・漏水対応が迅速・確実に行えるよう津久井地域に拠点を設置します。
- ・統合により廃止となる営業所に係る庁舎管理業務等の削減を図ります。



図一8 現行 営業所配置図



図一9 統合後 営業所配置図

2. 専門センターの設置

2-1

給水装置工事の審査業務を切り出し、「（仮称）給水装置工事審査センター」を設置

【目的】

- ・現在構築中の「（仮称）給水装置工事オンラインシステム」による電子申請を推進し、営業所への来所を必要としない体制とすることで、審査業務の迅速化・効率化を図ります。
- ・専門的な知識を必要とする業務ノウハウの蓄積や技術継承の向上を図ります。

【見直しの方向性】

- ・給水装置工事の申請や相談等を一元化し、スケールメリットの効果を発揮するためセンターを設置します。
- ・県営水道の給水区域が、広域かつ相模川を中心とした縦長の形状であることから、申請の電子化が浸透・定着するまでは、来所を希望する申請者の利便性を考慮し、センターの窓口を複数箇所に設置することを検討します。

2-2

大規模施設リニューアルに対応する、「（仮称）水道施設整備センター」を設置

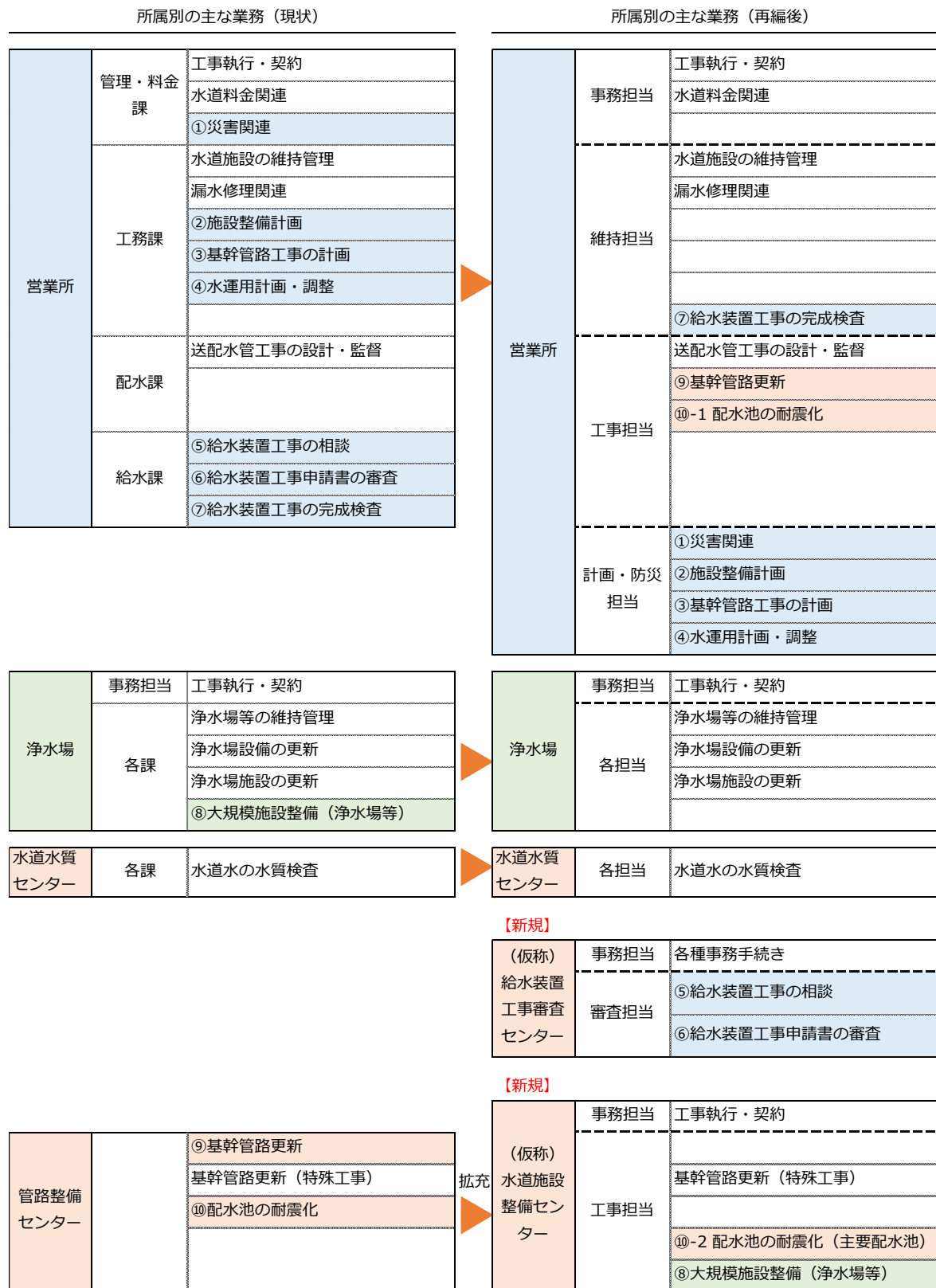
【目的】

- ・管路整備センターの業務に、浄水場の再整備やポンプ所の構築などを付加し、大規模施設リニューアルの立案・設計から施工まで一連の業務を着実に実施する組織体制とします。
- ・専門的な知識を必要とする業務ノウハウの蓄積や技術継承の向上を図ります。

【見直しの方向性】

- ・大規模施設リニューアルには、綿密な計画の立案や確実な施工が求められるため、必要な職種（土木、電気、機械、建築等）を集中配置します。
- ・戦略的な管路整備のペースアップを図るため、営業所と専門センターの役割分担を見直すこととし、現在管路整備センターが行っている基幹管路の更新工事のうち、難易度の高い特殊工事（推進工事やシールド工事等）は、「（仮称）水道施設整備センター」で実施します。

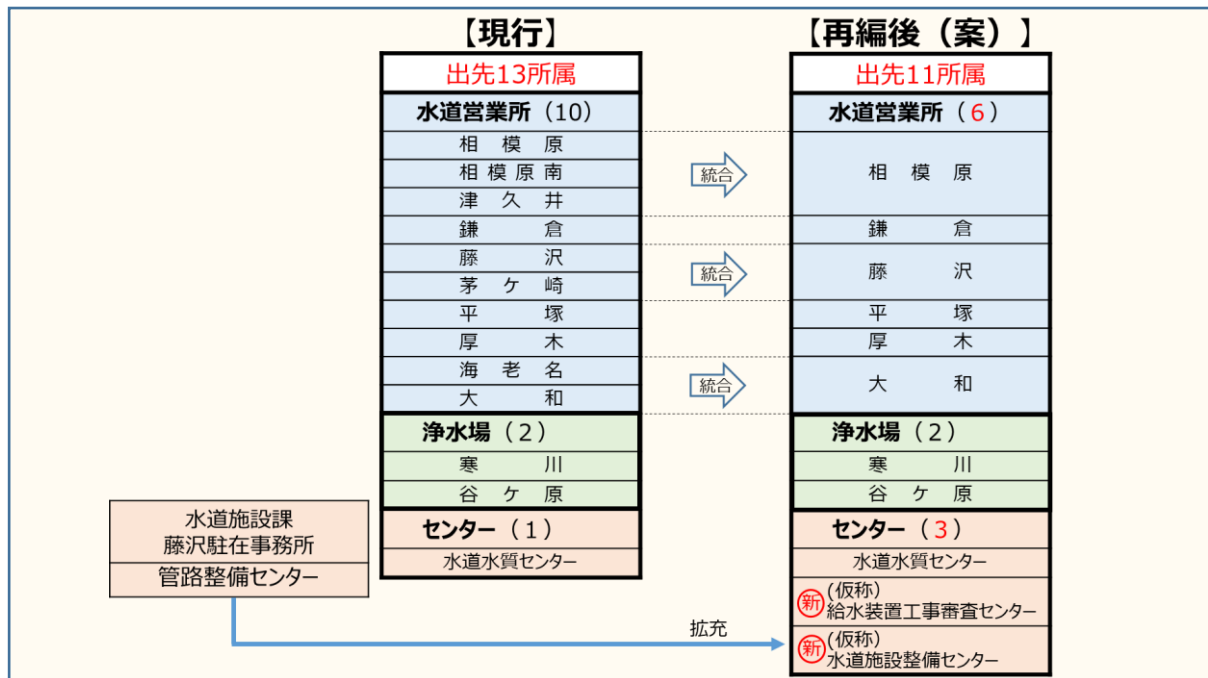
3. 再編後の業務



図一10 再編後の業務

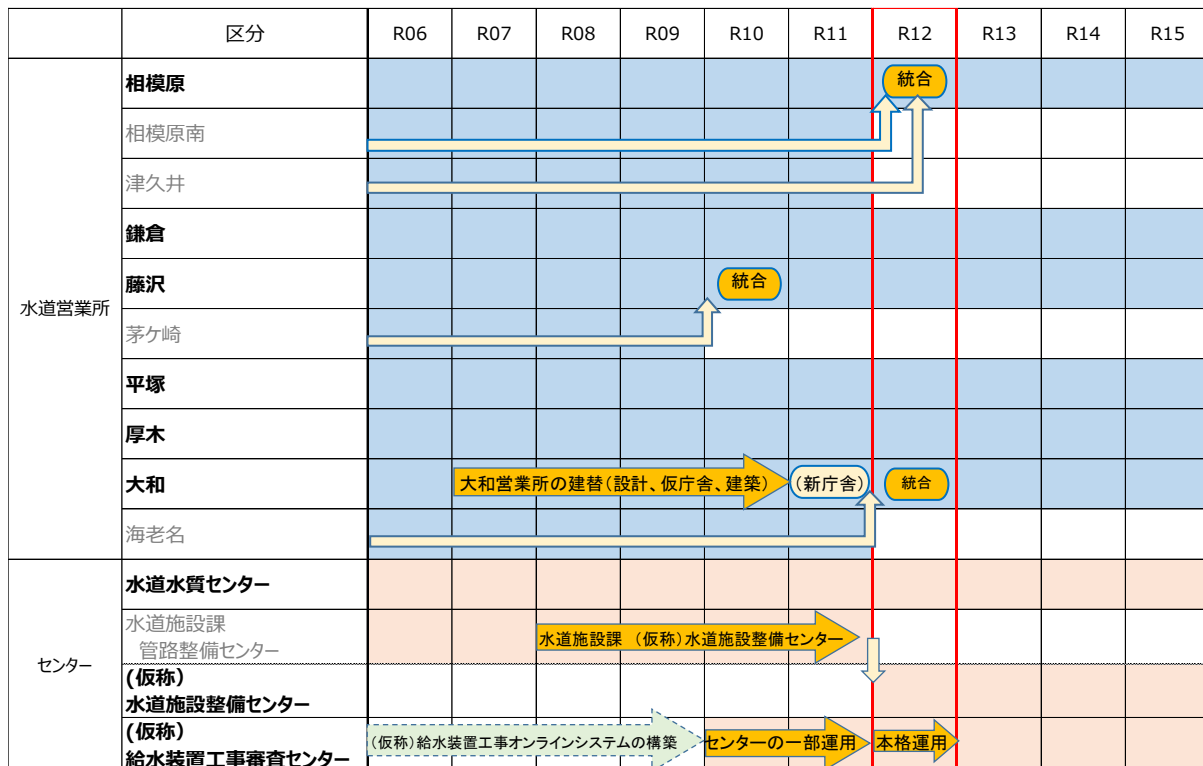
第6章 再編後の体制（案）とスケジュール

1. 再編後の体制（案）



図一11 再編後の体制（案）

2. 再編のスケジュール



図一12 再編スケジュール

第7章 再編に必要な施設整備等

1. 大和水道営業所の建替

現庁舎は昭和46年に建設され老朽化していること、また、海老名水道営業所との統合により人員が増えることから、規模に見合った庁舎を現有敷地内で建て替えます。

※大和水道営業所以外は、統合先の既存庁舎を継続活用します。

【スケジュール】

R7～R8 基本・詳細設計業務委託、地質調査業務委託

R9～R11 仮庁舎建設、新庁舎建設

2. 「（仮称）給水装置工事審査センター」の設置

センター化に当たり、電子申請を推進するため「（仮称）給水装置工事オンラインシステム」を構築するとともに、統合により使用しなくなる庁舎の活用等を検討します。

【スケジュール】

R6～R9 「（仮称）給水装置工事オンラインシステム」の構築

R10～R11 「（仮称）給水装置工事審査センター」の一部運用

R12 「（仮称）給水装置工事審査センター」の全面運用

3. 「（仮称）水道施設整備センター」の設置

現在の管路整備センターが入庁している庁舎を継続活用します。